

(第1条関係)寒川町表彰条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(資格の停止等)</p> <p>第12条 次のいずれかに該当した者は、その間、第3条から第5条までに規定する適格者となつても、この条例を適用しない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人及び被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者にして</u> 復権を得ない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前各号のほか、選挙権及び被選挙権を失つた者</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 <u>功労者が前項第1号から第5号までの</u>いずれかに該当する場合には、その間、前条の待遇は、停止する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(資格の停止等)</p> <p>第12条 次のいずれかに該当した者は、その間、第3条から第5条までに規定する適格者となつても、この条例を適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権</u>を得ない者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>のほか、選挙権及び被選挙権を失つた者</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 功労者が前項<u>第1号から第4号までの</u>いずれかに該当する場合には、その間、前条の待遇は、停止する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>

(第2条関係)寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第19条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)</u>についても同様とする。</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>又は死亡した職員(第19条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)</u>についても同様とする。</p>

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～7 (略)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)

(3)・(4) (略)

第17条の3 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号

2・3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～7 (略)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) (略)

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員_____

(3)・(4) (略)

第17条の3 (略)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

第18条の2・第18条の3 (略)

(休職者の給与)

第19条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

2～6 (略)

7 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第17条第1項の規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

～略～

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) (略)

3～5 (略)

第18条の2・第18条の3 (略)

(休職者の給与)

第19条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法_____第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

2～6 (略)

7 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し

_____、又は死亡したときは、同項の_____規定により規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。

8 (略)

～略～

(第3条関係)寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは神奈川県<small>の</small>区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは神奈川県<small>の</small>区域に係る国家戦略特別区域限定保育士(以下これらを「保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>～略～</p>

(第4条関係)寒川町下水道条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(指定工事店の資格要件)</p> <p>第6条の2 指定工事店として町長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次の<u>アからオまでの</u>いずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者</u></p>	<p>～略～</p> <p>(指定工事店の資格要件)</p> <p>第6条の2 指定工事店として町長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次の<u>アからカまでの</u>いずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p>

(加える)

イ～エ (略)

オ 法人にあつては、代表者及び役員にアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

～略～

(責任技術者の資格及び欠格条項)

第6条の9 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録を受けることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者

(加える)

(2) (略)

～略～

(責任技術者の異動の届出)

第6条の14 (加える)

(略)

(責任技術者の登録の取消し及び効力の停止)

第6条の15 町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該登録の効力を停止することができる。

(1) (略)

(2) 第6条の9第2項第1号 _____ に該当することとなつたとき。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ～オ (略)

カ 法人にあつては、代表者及び役員にアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

～略～

(責任技術者の資格及び欠格条項)

第6条の9 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者としての登録を受けることができない。

(1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) (略)

～略～

(責任技術者の異動等の届出)

第6条の14 責任技術者は、第6条の9第2項第1号の規定に該当するに至ったときは、速やかに町長に届け出なければならない。この場合において、当該責任技術者が自ら届け出ることができないときは、法定代理人又は同居の親族が代わって届け出るものとする。

2 (略)

(責任技術者の登録の取消し及び効力の停止)

第6条の15 町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において当該登録の効力を停止することができる。

(1) (略)

(2) 第6条の9第2項第1号 又は第2号の規定に該当することとなつたとき。

<p>(3) <u>第6条の14</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>(3) <u>前条</u> _____ の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>～略～</p>
--	---

(第5条関係)寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> 第6条の規定により _____ 免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。</p> <p><u>(1) 前条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(削る)</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> 第6条の規定により <u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第1号又は第3号に _____ 該当するに至ったとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>～略～</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和元年12月14日から施行する。</u></p>